

障がい者の社会への“完全参加と平等”を！

ときめきFukuoka

2023.7
No.270



災害弱者を出さない！

—高宮校区自治協議会の“本気”の取り組み—

- 05 福障協だより「令和5年第16期定期総会開催」
- 07 身障協だより「日身連大会 大会宣言・大会決議」
- 09 第40回 福岡市身体障害者福祉大会
- 10 7月・8月の企画展示情報～福岡市介護実習普及センターより～



災害弱者を出さない！

— 高宮校区自治協議会の「本気」の取り組み —

福岡西方沖地震で被災

平成17年に発生した「福岡県西方沖地震」で、私はここ高宮校区で被災しました。

マンションの14階に住んでいたのが揺れが激しく、重いテーブルやテレビがクルクル回転しながら移動したり、食器棚や冷蔵庫が倒れて食器類が落ちて割れたり、本当に怖かったです。

お隣に出産を控えた奥さんとそのお子さんが住んでいましたので、一緒に避難することにしました。エレベーターは使えないので、階段を歩いて避難しました。

このご家族の安全を確認した後、マンションの他の住人の安否を確認しに行きました。住人の中には、ダウン症の方や足が不自由な方等、障がい者や高齢者がいらっしやいましたので、懸命に避難のお手伝いになりました。

障がい者や高齢者の安否を確認する訓練を実施

「避難行動要支援者名簿」が発行された後、安否確認の訓練をしたのは、今回で2回目です。「避難行動要支援者安否確認訓練」と銘打ったこの訓練は、福岡市内の自治協としては先駆的ではないかと思っています。

支援対象者は100名。この名簿を初めて見た時、その人数の多さに驚きました。そのうち障がい者は20名ほどです。

実施にあたり、まず自治協で「防災・防犯推進委員会」を組織し、各町内を5つの班に編成しました。その中の一つ、町内会長と民生委員を主体とした「救出救護班」に、高齢者・障がい者等のご家庭の安否確認をする役割を担ってもらうことになりました。つまり、要支援者名簿に掲載されている家庭の安否確認をする



高宮校区自治協議会 西村光正会長

高宮校区自治協議会は、いわゆる警固断層の真上にある地区です。そのため年に2回防災訓練を実施しています。

校区の世帯数は、一〇、四〇〇世帯、一六、〇〇〇人の方々が暮らしています。この中に避難行動要支援者名簿に載っている要支援者は一〇〇名です。

高宮校区自治協議会が取り組んでいる「本気」の防災訓練について、自治協議会西村光正会長にお話を伺いました。



★が高宮校区あたり

警固断層帯(福岡市総合ハザードマップより)



今年2月に行われた物品の配置と設置の訓練



という班です。

当日は安否確認をした後、避難所へ報告をしてもらいました。被災した場合、避難所まで一緒に避難するか、救出が難しい場合は救出の方策を立てるために状況を報告してもらいます。

2月に実施した安否確認訓練では、高齢者・障がい者のお宅を訪問し、安否確認とお土産に使い捨てマスクを持って行きました。

救出救護班からの感想は、「日頃お会いしないので、訪問できてよかった」「お顔を初めて見ることができてよかった」等、「訓練して良かった」という声ばかり頂き、訪問された側も「初めて町内会長と話をした」「来てくれると安心できる」などの感想を受け、安否確認訓練は収穫が

あつたと実感しました。

なぜ「救出救護班」に民生委員を入れていかうかと、民生委員が高齢者・障がい者の情報を把握しているためです。町内会長にはその情報を開示してもらえませんが、こうした安否確認訓練の時に、町内会長は、住人の状況を把握するようにしています。

民生委員からも「普段会えない人とも町内会長さんと一緒だったから会えた」という感想もありました。

自治協で防災訓練をするにあたり留意すること

自治協で防災訓練を実施するのは大変なことです。住民の皆さんのご協力で大きな訓練を行っています。

現在、「防災・防犯推進委員会」の二〇〇名ほどが中心となって防災訓練を行っています。この体制を組むためには、各町内会のブロックから1人代表を出して頂き、更にブロック内の町内会から、数名ずつ協力者を出してもらうことで、この委員会体制を組むことができます。

平成27年に初めて自治協あげて行

いました。それ以来、防災訓練を毎回訓練の内容を変えて取り組んでいます。それは、避難訓練をはじめ炊き出し訓練や、給食給水訓練、安否確認訓練、物品の設置訓練等です。物品の訓練では、物品の保管場所と設置する場所を紙面上に書き表し可視化しました。

自治協で催事や訓練等を実施する時には、多くの住人が集まってほしいものです。しかし、この呼び掛けを末端まで行き渡らせることは難しく感じています。

「避難行動要支援者名簿」について

「避難行動要支援者名簿」は、町内会長は持っていません。民生委員、社協、自治協会長しか管理していません。そのため、町内会長も持つ必要があると思います。自身の町内に支援が必要な方がどれほどいるかを知るためにです。

また、名簿に関して思うことは、この名簿に載っていない方がいるはずなので、そうした人達をどうするのかも課題です。



救出救護班による安否確認訓練



災害弱者を出したくない!

災害が起きて困るのは、高齢者、障がい者、幼児や妊婦です。こうした方々が被災されると、災害弱者となります。この災害弱者をどうにかせんといかんと強く感じています。

それに、前回実施した安否確認訓練から2年以上が経った今回の訓練で感じたことは、親も子も年をとったということです。

自治協会会長や、町内会長、民生委員は年を取れば代替わりをしますが、両親の代替わりはありません。ならば校区が何とかしなければと感じます。

訓練に参加しない方は、「今は良い」と言われます。が、20年30年経



防災用倉庫の説明をされる西村会長

つと、ご両親が高齢になるから、その子どもが成人男性であれば、抱えることは不可能です。防災委員会のメンバーが救出へ向い、担架で救出しないと難しいと思います。当然救出するのは、その障がい者だけでなく、両親2人ともです。

訓練を継続することが大事

私は、昨身体調を崩した時に「若い世代に引き継いでいかないと意味がない」と強く感じました。ですから、毎年訓練を継続する必要があります。この訓練が次の世代の防災意識に繋がっていくからです。

しかし、訓練実施に反発の声もあります。例えば「そげん同じことを何度もせんでよからうもん」と。それにに対し私は「同じことをせんと忘れろうもん」と返します。

それに、防災訓練は住民全体で行うことが大切です。なぜなら、自身も被災することになるので全体で訓練をしていけば、自分が動けなくても他の人が、安否確認等で動いて下さるはずで

とにたく繰り返し返し継続することで

す。このことが、いざという時に「やってて良かった」と思えるに違いありません。

自治協議会会長として

自治協会会長として、大事だと思っていることは、思いやりの心です。これに尽きると思います。なぜなら「思いやり」は、相手に何をしただけで喜ぶだろうかと思像するからです。高齢者や障がい者が、こうすれば喜ぶだろうと思ったら、動くしかなくなりません。

災害弱者を想像すると、動かずにいられません。そして、みんな一律に助けられなければならないと強く思っています。

【表紙にご協力いただいたみなさん】

右から

高宮校区自治協議会

武内 貫通様

久保かほり様

玉川 逸人様

西村 光正様

松永 章様

下津浦 弘孝様

堀 安行様



「協力ありがとうございました。」

